

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 豊見城市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
5,082	3,614	425	9,121

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	18,113	16,975	1,138	78	19	12,521	
育英会特別会計	10	9	1	1	-	-	
住宅地区改良事業特別会計	2,310	2,307	3	2	71	2,563	
一般会計等計	20,366	19,223	1,142	82		15,084	

※「一般会計等計」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,193	118	1,075	1,075	8	2,094	4	法適用企業
下水道事業特別会計	814	788	27	27	203	4,766	2,164	
農業集落排水事業特別会計	19	18	0	0	15	112	97	
土地区画整理事業特別会計	571	486	85	0	426	1,477	1,289	
国民健康保険特別会計	5,493	5,639	△ 146	△ 146	616	-	-	
後期高齢者医療特別会計	202	201	0	0	70	-	-	
老人保健特別会計	293	287	6	6	25	-	-	
公営企業会計等計				963		8,450	3,554	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
糸満市・豊見城市清掃施設組合一般会計	1,535	1,503	32	17	-	2,619	1,286	
沖縄県市町村総合事務組合一般会計	11,273	11,257	17	17	-	29	-	
南部広域行政組合一般会計	210	207	3	3	4	-	-	
南部広域市町村圏事務組合一般会計	86	81	5	5	-	-	-	
南部広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金特別会計	21	19	2	2	-	-	-	
南部広域市町村圏事務組合いなんせき苑特別会計	206	167	40	40	-	258	-	
沖縄県介護保険広域連合一般会計	1,053	997	56	56	43	-	-	
沖縄県介護保険広域連合特別会計	20,611	20,139	472	472	-	-	-	
沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計	1,761	1,743	18	18	384	-	-	
沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計	95,203	88,366	6,837	6,837	435	-	-	
一部事務組合等計				7,467		2,906	1,286	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等繰入見込額	備考
地方公社・第三セクター等計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	603	728	125
減債基金	423	433	10
その他充当可能基金	1,067	1,280	213
充当可能基金計	2,093	2,441	348

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.43	0.89	△ 1.54	△ 13.49	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	15.25	11.45	△ 3.80	△ 18.49	△ 40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.5	15.2	△ 0.30	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	105.1	102.5	△ 2.60	350.0		土地区画整理事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.51	0.52	0.01						
経常収支比率	88.5	84.5	△ 4.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。